

No.	区分	頁	該当項目	意見等	回答
1	募集要項	6	事業期間 2-(1)-3)-①	事業用定期借地権について、基本契約日からではなく事業開業日から30年以内としていただけないでしょうか。	事業用定期借地権の契約日は、工事着手前とする考えです。
2	募集要項	9	既存樹木の活用 2-(3)-2)-③	既存樹木について、無償譲渡する前に貴市にて樹木診断を行っていただくことは可能でしょうか。	市で樹木診断は行いません。
3	募集要項	10	設計施工契約 2-(4)-2)	設計と施工を別会社で行う場合、それぞれが貴市と契約することは可能でしょうか。参加資格の実績の関係で、施工者に公共の設計実績が無い場合に参画できない可能性がございます。	本事業は、設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)としていますことから、設計と施工を分けて契約することはできません。設計又は施工を担う予定の事業者に、参加資格要件である実績がない場合、当該事業者は本事業の公募に参加できません。
4	募集要項	1	1(1)	⑨別冊資料(次頁を参照)の記載がありますが、次頁に該当記載がありません。	同日付けで公表しました公募資料を参照してください。
5	募集要項	1	-1	基本契約書(案)・設計施工一括請負契約書(案)・事業用定期借地権設定契約(案)を早期に示してほしい。	同日付けで公表しました公募資料を参照してください。
6	募集要項	4	(3)-1)	公園の解体費の記載があるが、公共用地部分の解体も事業者負担となる解釈で宜しいか。	お見込みのとおりです。
7	募集要項	4	(3)-1)	地盤調査未実施とあるが別途事業者にて調査する場合は立ち入りを許可頂けるとの認識で宜しいか。	お見込みのとおりです。
8	募集要項	4	(3)-1)	市有地(借地部分も含む)の境界は全て確定(越境があれば覚書は締結済)しているとの認識で宜しいか。	溝端公園用地の境界は確定しています。また、四方は市道のため、越境はありません。
9	募集要項	5	2-(1)-2)	設計・施工一括方式では設計と施工が別会社でも問題ないか?	問題ありません。
10	募集要項	5	2-(1)-2)	公共施設の市の管理は公共施設の建物竣工及び引渡日をもって発効するという理解である。	お見込みのとおりです。
11	募集要項	5	2-(1)-2)	公共施設の管理は市として外注する予定か否か。民間施設の管理者との連携が想定されることから事前に確認したい。	公共施設は、市が管理運営します。
12	募集要項	6	3)	借地期間は30年以内であれば、最低借地期間の制限はないという理解で宜しいか。	最低借地期間については、本事業では、20年以上とする考えです。なお、同規定で上限が30年未満とされていますので、記載を「締結日から20年以上30年未満で」とします。
13	募集要項	6	3)	建物竣工日から30年の建物賃貸借を検討したい。事業期間の延長交渉(+借地契約締結日～建物竣工日)は可能か。	公共施設は市の所有とし、賃貸借をする予定はございません。なお、民間施設は事業者(代表企業)の所有とし、管理運営をしていただきます。また、民間部分の事業期間終了後の取り扱いは募集要項P6-3)-②を参照してください。

No.	区分	頁	該当項目	意見等	回答
14	募集要項	8	3)①多世代交流拠点の配置計画	既存樹木の活用について活用基準をご教示いただくことは可能でしょうか(残存割合、指定本数、残存場所等)。	既存樹木の活用について、特に基準は定めません。 なお、審査項目に「溝端公園の既存樹木の活用」を加え、活用する既存樹木の状況に応じて評価することとします。
15	募集要項	8	3)③民間施設	誘致施設の公的機能について具体的な誘致施設候補があれば(又はイメージがあれば)ご教示いただきたいです。	地域の状況を踏まえて、地域住民が利用可能な施設等を提案してください。
16	募集要項	9	2)②公共用駐車場の確保	公共部分敷地(敷地5,000㎡程度)にて30台の駐車場を確保できる場合、公共部分にて確保することは可能でしょうか。	公共用30台分は、民間部分で確保する駐車場と共用するものとし、公共部分敷地内で確保する必要はありません。
17	募集要項	9	2)②公共用駐車場の確保	民間部分で公共用駐車場30台確保した場合は、公共部分にも別途駐車場を確保することも可能でしょうか。	
18	募集要項	9	2)②公共用駐車場の確保	公共施設利用者の駐車場利用料無料について、公共施設側で仕組みの導入検討は可能でしょうか。	公共施設利用者無料の仕組み導入(無料券発券機の設置等)は、民間事業者にて対応願います。
19	募集要項	9	(3)-2)-②	公共用駐車場(30台)は民間施設の法的必要台数に含んでも良いでしょうか。	法的必要台数に含むものとします。
20	募集要項	10	(4)-1)	市と基本契約を締結する者は、本事業の代表企業のみで良いと考えております。	代表企業を含む全ての企業となります。本項目の説明を修正します。
21	募集要項	10	(4)-1)	代表企業と公共施設部分設計・建設を行うものは一致しない。この場合の契約締結者に関して教えてほしい。	基本契約は、代表企業を含む全ての企業と締結し、設計施工一括工事請負契約は、設計企業、施工企業及び工事監理企業との締結となります。 また、事業用定期借地権設定契約及び既存樹木の無償譲渡契約については、代表企業と締結します。
22	募集要項	10	(4)-3)	優先交渉権取得後、測量のスケジュール次第では速やかに基本協定締結を行うことは可能か。	基本協定ではなく、基本契約を締結します。また、締結時期は、優先交渉権者決定後、速やかに締結する予定です。
23	募集要項	12	2)民間部分の費用負担	地代支払い期間は「施設工事完了」から事業期間終了までの期間でお間違いないでしょうか。募集要項P.25②地代の支払い額には賃料発生日は「事業用定期借地権設定契約締結日」と記載がございます。	地代支払い期間は、P25②に記載のとおり、事業用定期借地権設定契約締結日からとします。 本項目の記述を修正します。
24	募集要項	12	2-(6)	落札後の市との協議で決定する住民説明会の費用負担が事業者負担なのであれば、予算化のため事前に市が要求する水準を明示してほしい。	拠点整備に際し、全体計画や民間施設店舗等について、事業者が実施する地元説明会を想定しています。 想定として、北坂戸地区住民を対象とした説明会となります。対象地域が広い為、複数回の開催が想定されます。
25	募集要項	12	2-(7)	落札後の市との協議で決定するオープニングセレモニーの費用負担が事業者負担なのであれば、予算化のため事前に市が要求する水準を明示してほしい。	市と事業者で協議するものとします。
26	募集要項	13	(8)事業スケジュール	多世代交流拠点(公共部分、民間部分)の開店時期について段階的開業を検討いただきたい。	市と事業者で協議するものとします。

No.	区分	頁	該当項目	意見等	回答
27	募集要項	14	3-(2)	第一次審査の結果の通知は詳細な点数なども通知されるのか。	第一次審査の結果通知には、審査の採点は記載しません。
28	募集要項	14	3-(2)	第一次審査の上位5社とあるが、その選定に「何点未滿は失格」などの基準を設ける予定はあるか。また、その結果5社未滿となった場合はプロポーザル自体が不調となるか。	審査基準書P11を参照してください。また、第一次審査で5社未滿となった場合でも、第一次審査を通過した事業者のみで第二次審査を実施します。
29	募集要項	16	(6)1)応募者の構成	応募者の構成に本施設の民間部分の建物所有者、公共部分の設計業務を行う事業者、公共部分の建設事業者の構成を満たしている場合、多世代交流拠点としての魅力度向上に向け、役割を明らかにした上でその他構成員の追加を認めていただきたいです。(例:民間部分のマスターレシー、民間部分の建設業者、民間部分の設計会社等)	応募者の構成については、事前公開と本公募とで公募資料が大幅に変更されているため、本公募資料を踏まえて、必要に応じて改めて質問してください。
30	募集要項	16	(6)-1)-①	応募者について、民間部分は建物所有者のみで良いか？	応募者は、「民間部分の建物所有者、公共部分の設計業務を行う事業者、公共部分の建設業務(開館準備業務を含む)を行う事業者及び工事監理業務を行う事業者(設計業務を行う事業者が兼ねることも可)で編成するグループ」です。
31	募集要項	17	3)①民間施設の運営等を行う者(代表企業)	本事業と同等規模で大規模な生活利便施設の運営実績を有しているとの記載がございますが、この「有している」というのは所有権以外の実績も含まれる認識でよろしいでしょうか。(例:建物の保有形態が受益権である等)	お見込みのとおりです。
32	募集要項	21 23	4-9) 5-4)	参加申込及び資格審査書類を提出した後、本公募への参加を辞退する場合は辞退届を提出しノンパナルティで辞退可能、基本協定締結後の辞退(=違約)は年額地代×3年分のペナルティとの理解である。優先交渉権付与後、基本協定締結までに辞退する場合はどのような取扱いになるか。	基本契約締結までに辞退した場合は、優先交渉権の権利が次点交渉権者に移行するため、ペナルティは想定していません。
33	募集要項	23	5(1)-3)	基本契約の有効期間を本事業の事業期間30年とあるが、設計事業者並びに建設事業者の責務は、設計施工一括請負契約終了時に終了すべきと考えております。	基本契約締結では、そのような規定は想定していませんが、優先交渉権者からの要望に応じて、改めて協議します。
34	募集要項	24	5(2)-1)	市と設計施工一括請負契約を締結するとあるが、設計事業者は施工事業者とJV(共同企業体)を組織する必要があるのか。	JVを組織する必要はありません。
35	募集要項	24	5(2)-2)	本事業の設計業務は、事業体制の複雑さや交付金を含めた専門性の高さより、市と設計事業者との設計契約が望ましいと考える。	No.3の回答のとおりです。
36	募集要項	25	(3)-2)	対象地の土地の引渡しは、現在の都市公園の公園廃止後とあるが、公園廃止とは解体完了までを意味している(事業期間に解体期間は入らない)という理解で宜しいか。	公園廃止後とは、都市公園法第30条の規定による国土交通大臣への廃止の報告を行った後をいい、公園施設の解体を含む建設工事着手前を想定しています。
37	募集要項	30	9-4)	国土交通省所管の都市構造再編集中支援事業交付金の交付時期を教えてください。市が申請するとのことだが、申請時期は公共施設竣工及び市の管理開始後、交付先は代表事業者又は設計施工会社に交付という理解でよいか。	公共施設部分の整備費に対し、国から市へ補助金が交付されるものとなります。当該年度分の交付金については、前年度に申請し、翌年度当初に交付される見込みとなります。
38	募集要項	27	6(2)	リスクの分担について「別紙資料」の通りとありますが、別紙資料がありません。	別冊資料を参照してください。

No.	区分	頁	該当項目	意見等	回答
39	要求水準書	2	1-(2)-2)	「坂戸市地域交流センターの設置および管理に関する条例」の条文を確認したい。どこで確認できるか。	下記のとおり 坂戸市HPトップ画面>市役所の情報>例規集検索>五十音検索>「ち」
40	要求水準書	2	1-(2)-3)	坂戸市の「地域子育て支援拠点事業実施要綱」があれば確認したい。	本市の実施要項はありません。 詳細は厚生労働省HP(下記URL)を参照してください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/index_00012.html
41	要求水準書	9	3(1)1)多世代交流拠点の機能	駐車場内に想定されている市民バスの停留所を公共施設側にて確保できるスペースがある場合は公共施設側にて設置することも検討いただきたいです。	公共施設、民間施設のどちらにもアクセスしやすい位置に設置することとし、敷地の指定はありません。 なお、市民バスの運行及び敷地内の安全に十分配慮願います。
42	要求水準書	9	3(1)1)多世代交流拠点の機能	駐車場内に想定されている市民バスの停留所について具体的な基準があればご教示ください。	No.41、43の回答を踏まえた計画としてください。
43	要求水準書	9	3(1)1)多世代交流拠点の機能	想定されている市民バスの概要(運行ルート、バスの仕様、サイズ等)をご教示ください。	多世代交流拠点に乗り入れ予定のバスのサイズは、35人乗り(全長約7m程度)を想定しています。 現在の運行ルートは、将来見直す予定のため、お示しすることは難しいです。
44	要求水準書	9 15	3-(1)-1)-① (4)	「賑わい広場」の防災機能について、最低限必要なものはあるか？	事業者の提案によるものとします。
45	要求水準書	10	3-(1)-1)③	民間施設の福祉まちづくり条例について、任意適合とするか。適合必須となるか確認したい。	埼玉県福祉のまちづくり条例の適合必須とします。
46	要求水準書	11	(2)1)①配置計画	公共施設の周りに設ける憩い・溜まれる交流空間について公共施設敷地内に設ける認識で良いかご教示ください。	お見込みのとおりです。
47	要求水準書	12	②-〇印5番目	民間と公共で一体の建物になるように仕上げを合わせることは、施設の機能上の違いから容易ではなく、再考いただきたい。	以下のとおり修正します。 外部仕上げや外壁、屋根等のデザインは、民間施設と公共施設が一体感ある建物になるようにすること。
48	要求水準書	12	②-〇印7番目	壁、柱、什器等の凸部の角のR加工は、民間施設にも適用されるのでしょうか。	配慮願います。
49	要求水準書	12	(2)-2)①	電気自動車用の充電設備の設置台数や位置に関する記載がない。指定はあるか。	公共側の公用車用充電設備は1基、民間側の充電設備の基数及び配置は提案によりま
50	要求水準書	13	(2)-2)①	駐車場に設けるマイクロバスの駐車台数の想定を確認したい。	民間部分の駐車場にマイクロバスの駐車枠を設ける必要はありません。臨時的に駐車可能な対応ができるようお願いするものです。
51	要求水準書	13	(2)-2)①	公共用地にて利用者用の駐車場の設置は可能か。	公共施設利用者用駐車場(車椅子利用者用駐車場及び優先駐車区画(その他の高齢者、障がい者、妊婦及びけが人等用)を除く)は、民間駐車場を共用するものとし、公共用地内に設置しない計画としてください。

No.	区分	頁	該当項目	意見等	回答
52	要求水準書	14	(2)-2)-5	公共施設内設ける公衆電話は屋内設置か屋外設置か。	公共施設内(屋内外問わず)への公衆電話の設置は不要とします。なお、公共施設内(屋内)に、災害時用公衆電話を設置可能な配線を設けることとします。
53	要求水準書	15	(3)	大規模商業施設(床面積:●●●㎡以上)は、概ねどの程度を想定していますでしょうか。	同日付けで公表しました公募資料の資格要件における施設面積が市が求める最低面積です。
54	募集要項 要求水準書	6 15	2-(1)-2) (4)	にぎわい広場に防災機能を求められているが、具体的な機能の要求はあるか。緊急時に逃げ込む場所、避難生活を送る施設、福祉避難所、救護所等、市が提示している防災関連施設一覧表で該当としたい機能を提示してほしい。もしくはその内容も提案によるものなのか確認したい。	にぎわい広場の防災機能は、提案によるものとします。
55	要求水準書	P.1 6ほか		土のう置場(●㎡●㎡程度)など、広さや高さなど曖昧な仕様表現については追って具体的な仕様をお示しいただけるのでしょうか？	以下のとおり修正します。 屋外に1t土のう4袋を設置可能なスペースと作業車両を横付け可能なスペースを確保すること。(4m×5m程度)
56	要求水準書	16	(5)-1)-1	屋外の土のう置き場は屋根付きとするか。仕様を確認したい。	屋根は必要ありません。
57	要求水準書	16	(5)-1)-1	正門や敷地外周の柵など囲障に関する要求があるが、必須条件となるか。または囲障を設けずに建物側でセキュリティを構築する提案可能か。	地区計画(北坂戸拠点地区)の地区整備計画に定める建築物等に関する事項のうち、「垣又はさくの構造の制限」を参照してください。 セキュリティは、建物側で構築することとします。
58	要求水準書	21	(6)-1)	諸室計画にて下足の履替えは部屋ごとに計画する必要があるか。履替え場所を1箇所にとめるなどの計画は可能か。	下足の履き替え(下足箱の設置)は、各諸室の要求水準で示すとおりとします。
59	要求水準書	24	5-(2)-2)	設計施工一括請負契約までの6ヶ月設けてある設計協議について具体的に何をするのか確認したい。	公共施設の設計業務に向けて、要求水準書の内容を整理するものです。
60	要求水準書	25	③	防音室の防音性能はどの程度を想定すれば宜しいでしょうか。	利用用途を踏まえて計画してください。
61	要求水準書	29	⑦	ステージに設けるスクリーンは壁に設置かまたはロールスクリーンとして吊り下げで設置するか。	可動式スクリーンとし、形状は事業者からの提案によるものとします。
62	要求水準書	29	⑦	多目的ホールの天井高さについて必要高さを具体的に明示してほしい。	利用用途を踏まえ適切な天井高を設定してください。
63	要求水準書	29	⑦	多目的ホールにて屋外出口を2箇所設置とあるが、次行に記載の大型備品搬入用の出口と兼用として良いか。それともホールから直接屋外にでれる扉を設ける必要があるか。	兼用することも可とします。
64	要求水準書 審査基準書	29	⑦	ステージと隣接して設ける更衣室の広さまたは利用人数を確認したい。	一度に利用する人数は3人程度を想定しています。
65	要求水準書	33	⑩	調理室の調理台について、以前の要求案では壁際に設置との記載があったが、今回の要求について位置の指定は無しとしてよろしいか。	なしとします。
66	要求水準書	36	⑫	つどいの広場について、そこを管理する人の事務室等のスペースを設ける必要はないか。	必要ありません。

No.	区分	頁	該当項目	意見等	回答
67	要求水準書	39	⑥	更衣室の定員が男女各3名程度と記載があるが、ロッカーは27名分と差がある。3名程度の広さの場合、狭すぎないか。	定員は、一度に利用できる人数であり、問題ないと考えます。
68	要求水準書	48	(2)-2-2	市が行う説明会での協力とは「説明用資料の作成」が含まれているか。	含まれております。
69	要求水準書	49	5)	公共施設の申請業務に関する申請手数料については、市の負担としてよろしいか。	市の負担とします。
70	審査基準書	9	1,②評価の視点及び配点	代表企業が代表企業の資格要件(10,000㎡以上の敷地での大規模な生活利便性施設の運営実績)を満たしており、且つ、代表企業以外の構成員(建物賃借人を想定)が運営実績を保有している場合は合わせて評価対象として捉えていただきたいです。	対象としません。
71	募集要項	8	3)③	民間施設に求められる金融機能はATM程度で良いのか、それとも金融機関の店舗レベルまでを求めるのでしょうか。	事業者からの提案によるものとします。
72	募集要項	12	2)(7)	公共・民間施設一体的な利用を想定した施設となりえることからオープニングセレモニー費用の費用負担は市と事業者双方負担とすべきではないでしょうか。	市と事業者で協議するものとします。
73	募集要項	30	9(2)	市主催のイベント実施により、賑わい広場に補修が必要な事象が生じた場合の補修費用は市に負担していただきたいです。	市の負担とします。
74	要求水準書	45	4(1)④	実施体制図では別途発注の工事監理者の下に建設業務の統括責任者が配置されていますが、あくまで我々事業者との契約相手は坂戸市という認識で合ってますでしょうか。	工事監理業務は、事業者にて実施いただく方針に変更しました。
75	募集要項	8	3)-③	事業者に期待する誘致施設の内容について「子育て機能」、「高齢者機能」、「金融機能」、「公的機能」それぞれで具体的に想定している機能(施設)があればご教示をお願いします。	特に想定しているものはありません。事業者からの提案によるものとします。
76	募集要項	9	(3)-②	「なお、公共施設利用者用駐車場 面積相当分の地代は、市負担とするため、～」にある市負担の地代の金額は想定されているのか、もしくは30台分面積×提案する単価で決まるのかをご教示ください。	市負担の地代の金額は以下のとおりとします。 30台分の面積×提案価格(円/㎡・月) 面積=駐車マス30台分+車路分
77	募集要項	10	2)	市は、基本契約に基づき、本事業で整備する公共部分の設計、建設業務を行う者と設計・工事一括請負契約を締結する。なお、請負契約締結前に選定事業者と設計協議を行う予定である。 ⇒公共事業における施工者・設計者が異なる場合、契約を分けて行う事は可能か。設計業務においては、施工者-設計者が設計共同体(設計JV)を組むことが前提であるのか。	市と施工者、設計者及び工事監理者の四者で契約するものとします。 JVを組む必要はありません。
78	募集要項	11		多世代交流拠点(公共施設)の費用構成⇒支払いサイトはどのようになっているのか。また、前払金保証を行う事は可能か。	追って公表する設計・施工一括工事請負仮契約書(案)を参照してください。
79	要求水準書	10		公共施設は、ZEB Ready以上の水準に適合した建築物とし～ ⇒上記水準以上であることを証明するために、認証取得を行う考えで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	要求水準書	29・35		ステージ音響設備・開架書庫・閉架書庫(可動式)はコストへ大幅な影響があるので、仕様や参考となる資料を開示頂く事は可能か。	事業者にて情報収集してください。

No.	区分	頁	該当項目	意見等	回答
81	要求水準書	45		建設業務のみ工事監理者は別途発注とあるが、公共工事の設計者は確認申請までの業務であるという認識で宜しいでしょうか。	設計業務、施工業務に加え、工事監理業務を設計施工一括契約に含めることとしました。
82	審査基準書	9		交付金申請業務実績を証明する添付資料はどのようなものが必要でしょうか。	受注した公共事業の自治体名、件名、受注時期等記載できる範囲で資料を作成してください。
83				募集要項(案)に様式集の添付がございましたが、提案書類の具体的内容や枚数、イメージをご教示頂けますか。	同日付けで公表しました公募資料を参照してください。
84	募集要項	4	(3)-1)	既存物の撤去費算出のために、トイレ等の既存物の図面がありましたら、ご提供をお願い致します。 ※基礎形状、杭の有無、アスベスト有無など。	溝端公園の平面図等を提供します。
85	募集要項	9	(3) 1) ⑤	雨水排水処理の計画にあたり、公共施設と民間施設の雨水施設は一体で設置する計画でも可能にして頂きたいです。	公共施設と民間施設の雨水施設は分けて設置する計画としてください。
86	募集要項	9	(33) 2) ③	既存樹木の活用について、想定緑化の基準等で事業者側で樹木の選定、本数等を指定させてください。	既存樹木の活用は、事業者の提案によるものとします。 なお、審査基準に既存樹木の活用に関する評価項目を追加しました。
87	募集要項	11	(5)-1)	事業者決定から着工までに物価高騰が発生した場合は考慮頂きたい。また、土壌汚染や地中埋設物が発生した場合の費用負担は、市で対応を頂きたいです。	設計・施工一括工事請負契約書(案)を参照してください。
88	募集要項	12	(5) 2) (7)	オープンセロニーの費用が事業者負担となっていますが、費用の上限は協議させてください。	市と事業者で協議するものとします。
89	募集要項	13	(8)	スケジュールで設計協議を始めてから「設計施工一括工事請負契約」までが約4ヶ月程度しかなく、測量や調査、設計期間を考慮すると、非常にタイトと思われるので、期間の再検討をお願い致します。	測量、調査、設計は、設計施工一括工事請負契約締結後に実施いただく想定です。 設計協議は、具体的な設計に着手する前に、要求水準書とのすり合せを行うための期間として設けています。
90	募集要項	17	3)③	公共施設の建設実績ですが、同等規模の実績は県内、県外共に認めてください。	県内、県外共に認めます。
91	募集要項	25	(3)-5)②	賃料発生日は、「事業用定期借地権設定契約締結日」と記載がありますが、発生日はP.12(5)2)に記載されている「施設工事完了」からにして頂きたいです。	No.23の回答のとおりです。
92	募集要項	27	6	公共施設の運営管理は当事業では別途と認識しております。引渡し後のリスク分担を明確にしてください。	同日付けで公表しました公募資料を参照してください。
93	募集要項	30	9(2)	市主催のイベントに協力することは理解致しますが、費用について民間施設・賑わい広場の使用時は有償とするべきではないでしょうか。	利用については無償使用とさせていただきたいと考えています。
94	要求水準書	11	(2)-1)①	賑わい広場とは別に地域住民が憩い・溜まれる交流空間」の具体的なイメージをお示ください。	にぎわい広場の活用については、事業者からの提案によるものであるため、公募資料を確認の上、民間のノウハウ等を活かした提案をしてください。
95	要求水準書	12	(2)②	ガラスの飛散防止措置を講じるとありますが、民間施設については、自由提案にして頂きたいです。	利用客の安全を配慮していただいた上で、自由提案とします。

No.	区分	頁	該当項目	意見等	回答
96	要求水準書	13	(2)-2)②	駐輪場施設において、屋根ありとありますが民間施設側については自由設計にしたいです。	かっこ書き部分を削除します。
97	要求水準書	16	(5)-1)①	対象敷地の外周に進入防止のための十分な高さのフェンス等を設けるとありますが、道路境界においては樹木等の設置でいけませんか。	樹木等の設置による侵入対策でも問題ありません。
98	要求水準書	18	②	事務室機能が賄える太陽光と蓄電池の確保とありますが、具体的な容量等仕様を明確化してください。	同日付けで公表しました公募資料を参照してください。
99	審査基準書	9	1①	大規模店舗の運営実績は埼玉県内ではなく対象を全国でお願い致します。また、「にぎわい創出に寄与する～運営を行った実績」とありますが、イベントの規模や頻度の内容を踏まえて評価をお願い致します。	埼玉県内に限らず、全国を対象とします。なお、実績の評価についてはイベントの規模、頻度及び内容については評価対象外とします。